

ID: 3007

担当部署: 企画課

処分の概要	改善命令(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	特定非営利活動促進法 第42条		
法令番号	平成10年法律第7号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第42条の規定による。 (改善命令)</p> <p>第42条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第12条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日